# 営業保証金について

株式会社 mint　旅行業に関する保証制度のご案内

株式会社 mint は、旅行業協会の保証社員ではなく、旅行業法に基づき営業保証金を供託している旅行業者です。

| | |
|---|---|
| **旅行業者名** | 株式会社 mint |
| **登録番号** | 広島県知事登録旅行業　地域-489 号 |
| **登録年月日** | 令和 8 年 3 月 24 日（2026 年 3 月 24 日） |
| **登録有効期間** | 令和 8 年 3 月 24 日から令和 13 年 3 月 23 日まで |
| **取扱営業所** | 土橋営業所　〒730-0854 広島県広島市中区土橋町 2-21-101 |
| **旅行業務取扱管理者** | 林 修司 |
| **旅行業協会への加入** | 非加入（保証社員ではありません） |
| **保証制度** | 営業保証金制度 |
| **供託所** | 広島法務局 |
| **供託所所在地** | 〒730-8536 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 |
| **営業保証金額** | 150,000 円 |

## 1. 営業保証金制度について

当社と旅行業務に関して取引をした旅行者は、その取引によって生じた債権について、旅行業法の定めに基づき、当社が供託している営業保証金から弁済を受けることができます。

## 2. 弁済の範囲

当社は旅行業協会の保証社員ではないため、旅行業協会の「弁済業務保証金制度」における弁済限度額の適用はありません。当社の場合は営業保証金制度が適用され、旅行者が弁済を受けることのできる範囲は、法令に基づき供託されている営業保証金の範囲内となります。複数の旅行者から請求があり、請求額の合計が営業保証金額を超える場合は、法令に従って処理されます。

## 3. 弁済を受けるための手続

営業保証金からの弁済を希望する場合は、当社の登録行政庁その他関係機関に対し、弁済に関する手続を行うことになります。具体的な手続、必要書類、請求可能額等については、登録行政庁または供託所にご確認ください。